大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 25 日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間713円」を「１時間723円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県各種商品小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 25 日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間691円」を「１時間697円」に改める。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

愛媛県西条市ひうち８番地６**ルネサスエレクトロニクス株式会社**西条工場の工場財団に西条市ひうち８番地16ルネサスエレクトロニクス株式会社西条工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 25 日

松山地方法務局西条支局

熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の工場財団に熊本市南区八幡一丁目１番１号ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社川尻工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 25 日　　熊本地方法務局

国営美留和土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営美留和土地改良事業（農地防災、農地機能保全ー農地保全）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年 11 月 25 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営美留和土地改良事業計画書（農地防災）の写し

国営美留和土地改良事業計画書（農地機能保全ー農地保全）の写し

２　縦覧期間

平成25年11月26日から平成25年12月24日まで

３　縦覧場所

北海道川上郡弟子屈町事務所

国営根室土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営根室土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年 11 月 25日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営根室土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成25年11月26日から平成25年12月24日まで

３　縦覧場所

北海道根室市事務所

国営美唄土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営美唄土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年 11 月 25 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営美唄土地改良事業計画書（区画整理）の写し

２　縦覧期間

平成25年11月26日から平成25年12月24日まで

３　縦覧場所

北海道美唄市事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第４０８号

東京都新宿区水道町３番１号

申立人　株式会社住宅債権管理回収機構

本籍宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷18番地15、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮城県大崎市、死亡年月日推定平成24年６月22日、出生の場所宮城県桃生郡北村、出生年月日昭和20年５月30日、職業不明

被相続人　亡　久道　昭夫

事務所宮城県大崎市古川駅南３丁目13番２号　小高法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小高　雄悦

仙台家庭裁判所古川支部

平成２５年（家）第７０１１号

福島県白河市八幡小路７番地１

申立人　白河市長　鈴木　和夫

本籍福島県白河市表郷金山字下ノ内11番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福島県白河市、死亡年月日平成23年５月１日頃から10日頃までの間、出生の場所福島県西白河郡金山村、出生年月日昭和18年３月14日、職業農業

被相続人　亡　鈴木　正一

事務所福島県白河市郭内129―27　宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本多可夫

福島家庭裁判所白河支部

平成２５年（家）第１０７８号

東京都千代田区神田駿河台３丁目９番地

申立人　三井住友海上火災保険株式会社

本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2080番地、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保211番地５、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日平成24年11月６日、出生の場所群馬県渋川市、出生年月日昭和41年５月６日、職業不詳

被相続人　亡　秋山　幸一

事務所群馬県前橋市大手町１丁目５番11号　大手町ビル202　長谷川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

前橋家庭裁判所

平成２５年（家）第２９８号

群馬県富岡市田島343―１

申立人　群馬県西部県民局富岡土木事務所長　砂長　　博

本籍群馬県甘楽郡南牧村大字千原20番地の１、最後の住所群馬県甘楽郡南牧村大字千原20番地１、死亡の場所群馬県富岡市、死亡年月日平成20年８月24日、出生の場所群馬県北甘楽郡磐戸村、出生年月日昭和23年１月20日、職業不詳

被相続人　亡　重田　昌廣

群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺920番地

相続財産管理人　茂原　玲子

前橋家庭裁判所高崎支部